

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日にA県B市所在の会社C（以下「本件事業場」という。）に採用され、新聞配達の業務に従事していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日、午前4時50分頃、自動車で新聞配達をしていた際に対向してきた中型貨物自動車と衝突し受傷した。受傷後直ちにD病院に受診し、「脳挫傷の疑い、頭部裂創、嘔吐症、頸椎捻挫」等と診断され、同日から同年〇月〇日まで入院治療を行った。その後、同病院に通院し治療を行っていたが、平成〇年〇月〇日からはE医院に転医し、「頸椎捻挫、腰部挫傷」（以下「本件傷病」という。）と診断され、療養を継続していた。

請求人は、本件傷病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長は、本件傷病を業務上の事由によるものであると認め、療養補償給付及び休業補償給付を支給する旨の処分をした。その後、請求人は監督署長に対し平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの間（以下「本件請求期間」という。）の休業補償給付を請求したところ、監督署長は、本件請求期間について、請求人が他の事業場において就労し、賃金を得ていたことから、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」

という。)に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、本件請求期間に係る休業補償給付について、これを支給しないとした監督署長の処分が妥当であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人は、本件傷病は業務上の事由によるものであるから、本件請求期間についても、休業補償給付を支給すべきである旨主張するので、以下検討する。

(1) 労災保険法においては、労働者が業務上の負傷又は疾病の療養のため労働することができないために賃金を受けない場合には、その期間（最初の3日間を除く。）について休業補償給付を支給する（同法第14条第1項）こととされているが、ここで「療養のため労働することができない」とは、業務上の事由による負傷又は疾病のため医師より安静を命じられた場合、医師より就労を禁止・制限された場合等医師が治療上の目的から諸般の指示をし、被災労働者がその指示に従うことによって労働することができない場合を意味するものである。また、労働不能については、労働者が負傷し又は疾病にかかる直前に従事していた種類の労働をすることができない場合のみではなく、一般に労働不能であるということと解される。

(2) 本件請求期間における請求人の療養及び休業の必要性について、F医師は、平成〇年〇月〇日労働基準監督署受付の症状の経過等診断書において、「現在までの治療経過：投薬、理学療法にて経過観察、現在理学療法のみにて経過観察中である。就労の可否判断：可能と考える。」と述べており、同医師からの個別、

具体的な就労制限の指示等は認められない。

(3) この点、請求人も、平成〇年〇月〇日作成の聴取書において、本件請求期間中の就労状況について、要旨、本件事業場は休んでいたが、他の2事業場には、出勤しなくてはいけない日に休んだことはないと申述している。また、決定書理由第2の2の(1)のクに説示のとおり、本件請求期間中において、請求人が療養のため休業した日はないものと認められる。

(4) 当審査会は、請求人の主張、症状、療養経過、就労状況や医証等を再度精査したが、本件請求期間については、前記(2)及び(3)でみたとおり、請求人は医師の指示により就労を禁止ないし制限されていたわけではなく、本件事業場以外の事業場で現に就労し、賃金を得ており、請求人の本件傷病及び身体状況を併せ斟酌すると、本件請求期間について、請求人は軽作業を含み一般に就労が可能な状態にあったと認めるのが妥当であると判断する。

したがって、本件請求期間にわたって療養のために労働することができない状態にあったとする請求人の主張を認めることはできず、当審査会としても本件請求期間については休業補償給付の支給要件には該当しないと判断する。

なお、請求人は「働かないと生活ができないので、休業補償給付を認めてほしい。」と主張するが、「働かないと生活できないこと」は、休業補償給付支給の可否の判断要件にはならないことを付言する。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした本件請求に係る休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。